

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成二十七年十月二十九日

監査委員告示

監査委員告示

目 次

- 定期監査の結果に関する報告の公表
- 行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表
- 定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表
- 財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監 査 委 員)  
（同）（同）  
— — —

一四九七一  
ページ

岐阜県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十七年九月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年十月二十九日

岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員  
岐阜県監査委員 杉 野 脇 岩 島 岩 島 岩 島  
山 本 坂 島 岩 島 岩 島 岩 島  
祐 良 洋 征 岩 島 岩 島 岩 島 岩 島  
子 寛 泉 二 夫 岩 島 岩 島 岩 島 岩 島

## 第1 監査実施機関数

	監査実施機関数	監査結果件数			
		指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項
知事直轄	—	—	—	—	—
総務部	2	0	0	2	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—
環境生活部	—	—	—	—	—
健康福祉部	—	—	—	1	—
商工労働部	—	—	—	1	—
農政部	3	1	1	4	1
林政部	—	—	—	—	—
県土整備部	2	2	2	5	2
都市建築部	3	1	1	2	1
県事務所	2	1	1	3	2
教育委員会	5	2	2	9	3
警察本部	31	3	2	7	3
その他	3	0	0	0	0
合計	51	10	9	34	12
				12	12
				10	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項
- ・指導事項

是正又は改善を求める事項

所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の

結果として本庁の所管課に對し是正若しくは改善を求める事項

監査実施機関数の「指摘あり」、「指導あり」は、それぞれ計上しているため、監査実施機

閑数とは一致しない。

「—」は、当月監査未実施を示す。

## 第2 監査結果

監査の結果、15機関において、12件の指摘事項及び12件の指導事項が認められたので、対象機関に對し必要な検討を講じるよう求めた。また、本庁及び本部の所管課9機関において、10件の検討事項が認められたので、対象機関に對し必要な検討を講じるよう求めた。

## 1 総務部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
財政課	平成27年9月4日	総務事務センター	平成27年9月2日

【監査の結果】特に指摘及び指導する事項はなかった。また、本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	内容
税務課	税務課	県は適正課税と早期完全徵収を遂行するため、毎年「県税事務運営方針」を定め、税収確保に向けて必要な措置

を講じている。このうち、早期完全徵収の一環として、財産潜約処分の執行停止制度を適正に運用することで、財産調査等の対応を行わないまま、漫然と時効消滅させること（いわゆる「単純時効」）がないよう、適正な債権管理に取り組むとしている。

平成26年度の不納欠損額を確認したところ、単純特効により消滅したものとして、法人県民税（1件 20,000円）、個人事業税（10件計 469,477円）及び自動車税（84件計 2,397,470円）が記入されていた。

それぞれ個別の事情があることは理解できるものの、県が直接徴収する税目において、課税件数が多い自動車税以外でも単純時効が発生していたので、滞納者分のため滞納者の財産を調査した結果を債権管理に適切に反映させるよう必要な措置を講じらねばならない。また、自動車税の単純時効について、その正確に努力されているが、更なる縮減に引き続き取り組まれたい。

USBメモリの管理事務において、複数の所属で外部記録媒体の管理及び利用に関する要領（以下「要領」という。）に定める許可を受けることなく職員がUSBメモリの貸与を受けるなど、不適正な事案が見受けられた。これにより、USBメモリの利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えいが発生する可能性があるので、要領を適正に運用するよう各所属に周知するとともに、情報セキュリティ監査の実施方法の見直しや監査結果の共有化を図るなど情報管理の強化に努められた。

## 2 健康福祉部

【監査の結果】

本庁の所管課

に対し、次の事項について検討を始めた。

内 容

子ども家庭課

機関名

区分

検討項目

容

児童福祉法（以下「法」という。）第33条の規定に基づき、県が一時保護した子どもの所持物の保管、返還について、は、国が定める児童相談所運営指針（以下「指針」という。）及び岐阜県子ども相談センター事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）により事務処理を行うこととなっている。

子ども相談センターにおいて確認したところ、以下のとおり検討を要する事項が認められた。

1 子ども所持物について、マニュアルに従って、担当の児童福祉司が預かり、管理調整係で保管している所持物について、法第33条の2の2によれば、子どもの所持物による占有動産として管理するとともに、所持金について、地方自治法第235条の4第2項により歳入歳出外現金として管理することとされている。現在は法が定める取扱いとマニュアルで定める取扱いが異なるので、法に従った対応を行うよう検討された。

2	一時保護を解除し所持物を返還する際に、受領書を確認しておらず、所持物が本人に返還されたのか後で指針で定める受領書の微取について、マニュアルで明確に規定されていないことに原因があると考えるので、所持物の返還に必要な諸様式及び関係する職員の役割が明確になるようマニュアルの見直しを検討されたい。
---	---

## 3 商工労働部

## 【監査の結果】

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	検討事項	内 容
商工政策課		岐阜産業会館は昭和45年に設置された施設であり、その建物と敷地は、県と岐阜市との共有となっていることから、県と市が共同設置した岐阜産業会館運営管理協議会により運営方針等の意思決定を行っている。なお、本施設は指定管理施設であり、一般財団法人岐阜産業会館が指定管理者として平成27年度から29年度までの3年間、施設の管理・運営を行うこととなっている。	老朽化のため、現在は事務室、展示場及び会議室のみが使用でき、文化ホールは平成15年度から利用を休止している。施設の運営に係る経費については、展示場等の使用料収入でまかなえる額となっているが、施設の安全性を確保するために平成22年度から26年度には年平均約36百万円（県負担分は約18百万円）の施設改修費が発生している。岐阜産業会館の今後の方針について、建設から50年（平成32年）が来る前には、廃止を含めて岐阜市と検討することであった。しかし、その間ににおいても、修繕や改修費用が発生することを考えると、岐阜産業会館の廃止を含めた今後のあり方について、早期に結論を出していくことが望ましいと考える。岐阜市と協議のうえ、検討を進められたい。

## 4 農政部（3機関）

## 【監査の結果】

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
東濃農林事務所	平成27年9月15日	農業大学校	平成27年9月15日
国際園芸アカデミー	平成27年9月15日		

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内 容
国際園芸アカデミー		消耗品購入に係る支出事務において、前年度に指摘したにもかかわらず、意思決定がなされないまま、同一業

指導事項	者に継続して差注事務を行い、請求書受理後に事前決裁書の起案が行われていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。
指導事項	U.S.Bメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。
1 指導事項	職員がU.S.Bメモリを利用して所属長の許可記録簿（以下「許可記録簿」という。）に記載して、所属長以外の者が許可をしていました。
2 指導事項	職員がU.S.Bメモリを厅舎外へ持ち出す場合は、「パスコード等の特出し/持ち出す場合は、「パスコード等（以下「許可記録簿」という。）に記載して所属長の許可を受けなければならないが、許可記録簿に記載がなかった、又は記載していたが所属長以外の者が許可をしていました。
3 指導事項	生産物の管理事務において、岐阜県会計規則に基づかず、独自に定めた要領により事務処理を行っていた（平成27年6月12日現在）ので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

## 5 県土整備部（2機関）

## 【監査の結果】

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
美濃土木事務所	平成27年9月7日	恵那土木事務所	平成27年9月8日

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内 容
美濃土木事務所		道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として122,977円の費用負担が発生していたので、道路バトラーの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

指導事項	主要地方道美濃洞戸線の道路扩幅工事において、平成26年12月の工事完了後、供用開始の公示を行っていないにもかかわらず、一般車両等の通行を認めていた（平
------	---

6 都市建築部（3機関）	実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
流域浄水事務所	平成27年9月14日	東濃建築事務所	平成27年9月16日	
リニア推進事務所	平成27年9月8日			

**【監査の結果】**  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
岐阜総合学園高等学校	内	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
流域浄水事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料18,468円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
東濃建築事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料18,468円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

7 県事務所（2機関）	実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
美施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日	
中濃県事務所	平成27年9月7日	東濃県事務所	平成27年9月16日	

**【監査の結果】**  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
岐阜工業高等学校	内	修繕料の支出事務において、債権者でない第三者に支払を行ったことにより、債権者に對する1件99,900円の支払が17日遅延するとともに、遅延利息100円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜総合学園高等学校	指導事項	物品の管理事務において、視聽覚装置一式等21件(取扱価額計5,555,371円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。
東濃建築事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料79,833円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

8 教育委員会（5機関）	実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜総合学園高等学校	平成27年9月14日	岐阜工業高等学校	平成27年9月14日	
恵那高等学校	平成27年9月9日	中津川工業高等学校	平成27年9月9日	
華陽フロンティア高等学校	平成27年9月14日			

**【監査の結果】**  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
岐阜総合学園高等学校	内	修繕料の支出事務において、債権者でない第三者に支払を行ったことにより、債権者に對する1件99,900円の支払が17日遅延するとともに、遅延利息100円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜工業高等学校	指導事項	物品の管理事務において、視聽覚装置一式等21件(取扱価額計5,555,371円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。
岐阜工業高等学校	指導事項	修繕料等の支出事務において、プリンタ（平成21年12月取得、取得価額45,570円）の不具合を解消するため、平成26年7月に38,880円を役務費から、同年11月に68,104円を修繕料から支出していた。この結果、プリンタの不具合解消のために取扱価額の2倍以上の費用が支出されており、修繕ではなく同程度のプリンタを新規に調達するなど、より安価な費用で目的が達成された可能性が認められた。予算の執行に当たっては修繕の必要性や費用対効果について十分検討するなど、今後は適正に処理されたい。

機関名	区分	内容
中濃県事務所	指導事項	収入証紙の売りさばき収入に係る現金管理事務において、特別な理由がないにもかかわらず、金融機関への払込書が作成されておらず、物品の出納手続も行われてい

革陽フロンティア高等 学校	指導事項	なかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 物品の管理事務において、ワードプロセッサ等96件(取得価格計11,769,118円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指導事項	U.S.Bメモリの管理事務において、U.S.Bメモリの利用を取りやめ、廃棄する場合は消去専用ソフトによる情報の消去や物理的破壊等により、情報を復元できないようにしてることを確認することとなっているが、それを行わずして廃棄していたので、今後は適正に処理されたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。	内 容	要な措置を講じられたい。
教育総務課	検討事項 定した1施設を除き、市町と使用貸借契約を締結している2施設及び検討中の3施設は、統合からそれぞれ5~9年が経過している。施設の老朽化に加え、継続的な機械警備費用等が発生(使用貸借契約をしている施設を除く。)しているので、今後の施設の利用及び管理方法について検討し、解決に向けた基本方針及びそのため的具体的なスケジュールを決定されたい。	教育総務課 特別支援教育課

特別支援教育課	検討事項 費は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(以下「法」という。)により、県及び国がその保護者等に支弁することとされている。それを受け、県では岐阜県特別支援学校への就学奨励に関する規則(以下「規則」という。)により、就学奨励に関する費用(就学奨励費)の算定に必要な資料の作成、提出等の手続について定めている。法及び規則に基づく就学奨励費の支給事務について確認したことから、以下の検討を要する事項が認められた。1 行われてきる事務手續と各特別支援学校で実際運用がされていなかった。さらに、規則が定められた当初に比べて複数の特別支援学校が新規に開設するなど、対象となる児童・生徒が大幅に増加し、それに伴い支給事務の事務量も増加していることから、規則どおりの運用が難しい現状がある。これらのことから、より適正な手續となるよう規則改正も含めた事務手續の見直しを行おうとともに、職員の人員配置も含めた事務の執行体制の見直しを検討されたい。2 各特別支援学校の事務担当者に対する就学奨励費の支給事務に関する研修が、平成24年度以降、行われていない事務手續があることから、年1回以上、各学校の担当者に対する当該事務の研修を実施するなど、現地機関の事務処理の統一を図ることも、各特別支援学校が誤りなく事務処理を行うようにしてほしい。	内 容
---------	---	--------

検討事項	要な措置を講じられたい。
特別支援学校の作業製品に係る生産物の管理及び生産物売上収入の現金管理について、各特別支援学校は、岐阜県会計規則及び岐阜県特別支援学校高等部職業教育実習会計事務取扱要領に基づき事務処理を行っている。現地で確認したところ、複数の特別支援学校において適正な事務処理が行われていなかつたので、各特別支援学校が誤りなく事務処理を行うよう必要な措置を講じられたい。	特別支援学校の作業製品に係る生産物の管理及び生産物売上収入の現金管理について、各特別支援学校は、岐阜県会計規則及び岐阜県特別支援学校高等部職業教育実習会計事務取扱要領に基づき事務処理を行っている。現地で確認したところ、複数の特別支援学校において適正な事務処理が行われていなかつたので、各特別支援学校が誤りなく事務処理を行うよう必要な措置を講じられた

## 9 警察本部 (3) 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
警務課	平成27年9月3日	教養課	平成27年9月3日
厚生課	平成27年9月3日	監察課	平成27年9月3日
留置管理課	平成27年9月3日	生活安全総務課	平成27年9月2日
少年課	平成27年9月2日	生活環境課	平成27年9月2日
地域課	平成27年9月3日	通信指令課	平成27年9月3日
自動車警ら隊	平成27年9月3日	刑事総務課	平成27年9月3日
捜査第一課	平成27年9月3日	捜査第二課	平成27年9月3日
捜査第三課	平成27年9月3日	組織犯罪対策課	平成27年9月3日
国際捜査課	平成27年9月3日	鑑識課	平成27年9月3日
科学捜査研究所	平成27年9月3日	機動捜査隊	平成27年9月3日
交通企画課	平成27年9月3日	交通指導課	平成27年9月3日
交通規制課	平成27年9月3日	運転免許課	平成27年9月3日
交通機動隊	平成27年9月3日	高速道路交通警察隊	平成27年9月3日
警備第一課	平成27年9月2日	警備第二課	平成27年9月2日
機動隊	平成27年9月2日	警察学校	平成27年9月3日
中津川警察署	平成27年9月8日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内 容
自動車警ら隊	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として11,681円の費用負担が発生し、修繕料11,628円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
検査第一課	指導事項	検査の際に職員が置き忘れた注射針により、関係者が負傷した事故について、損害賠償金として232,539円の費用負担が発生していたので、事故防止について一層の徹底を図られたい。
交通規制課	指導事項	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として462,898円の費用負担が発生していたので、ペトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
警備第一課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として11,100円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
警備第二課	指導事項	物品購入の契約事務において、岐阜県政再生プログラムの再発防止策の一環として、予定価格が一定額以上の案件については入札執行結果又は随意契約理由等をインターネットで公開することとされている。しかし、平成26年度に契約を締結した対象案件2件のうち1件がインターネットで公開されていなかった(平成27年8月4日現在)ので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

本部の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	内 容
鑑識課	検討事項	県では、海外渡航者等のための犯罪経歴証明書(以下「証明書」という。)の発給を無償で行っている。しかし、当該証明書は特定の個人の利益又は行為のために必要となつたものである一方、県には人件費などの経費が生じている。他の都道府県でも同一の業務を行っているが、確認したところ、手数料を定めて申請者から徴収している県も見受けられた。
交通指導課	検討事項	これらのことから、受益と負担の公平性を保つため、申請者に一定の負担を求める必要があると考えるので、他の都道府県の費用負担の状況を調査するとともに、本県における手数料の徴収について検討されたい。

財産の差押えによる強制徴収が12件180千円行われているが、差押財産は預金のみとなっており、上記の未納金額の状況を考えると十分とは言えない。また、財産調査の結果、財産無しとしているものについて、執行停止を行っていないため、債権回収の可否が明確でないまま全ての未収債権を管理している状態となっている。

については、執行停止の実施等により適正な債権管理を行うとともに、執行停止の要件に該当しない場合は、預金以外の財産の差押えを実施するなど、より実効性の高い債権回収について検討されたい。

## 10 その他 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
監査委員事務局	平成27年9月2日	選挙管理委員会東濃地方事務局	平成27年9月7日
選挙管理委員会東濃地方事務局	平成27年9月16日		

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十七年十月十九日

I 平成25年度及び平成26年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成25年度行政監査（事務事業監査）

平成26年度行政監査（テー・マ監査）					
事務事業名 高齢者住宅整備資金貸付金の滞納整理について	監査結果		今回措置を講じたもの*		未措置 A-B-C
	A	B	指摘済	C	
データ名	監査結果 A	指摘済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C	
県立学校運営経費における公費の適正執行について	8	0	0	8	

※半歳27年4月1日から半歳27年9月30日までに知事から通知があったもの

Ⅱ 行政監査の結果に基づき講じた措置

平成25年度行政監査（事務事業監査）

機関名	監査結果
高齢福祉課	<p>時効中止事由となる措置が執られていなかったもの、その効果が正確に把握されていなかったもので、時効到来の有無について精査した上で、適正な時効の管理を行わねばならない。</p>
健選見込みを見極め、効率的・効果的な高齢整理をするためには、消費者の資力調査を実施する必要があるが、平成21年度「販路監査（データ監査）」において指摘したにもかかわらず、未だ十分な情報収集が行われていないので、法令等に則り可能な範囲で被相続者の資産状況について情報を収集されたい。	<p>調定情報、取扱情報等を別々の帳票により管理してきた既前の取扱いを改め、債務者毎に債権管理用紙簿を作成し、滞納情報の一元化を図り、時効到来の有無を確認するなど、情報の整理を行った上で、今後の事務処理体制を整理した。</p> <p>当貸付債務は仮債務であり、債務者の資産状況を把握する根拠法がないため、電話代催告等により債務者及び連帯保証人に接触して納付督促する際に、可能な限り資産状況を確認することとした。</p>

<p>時効管理や情報収集などの業務を遂行するに当たっては、必要となる業務内容を精査し、適切な事務処理体制について検討されたい。</p>	<p>岐阜県高齢者・障害者住宅整備資金貸付金支取相続人又は法的監護人が死亡した場合の相続人への連絡手続、債務者等の戸籍謄本等所仕を確認するための書類の交付請求など、実施可能な滞納整理の手法について規定した。</p> <p>あわせて、着実に債権管理制度を実施するため、管理調整室及び兼任職員の2名で月1回滞納対策を検討し面談や訪宅等実施するなど、事務処理体制を見直した。</p>
<p>滞納記録整理等について、所属として定期的に滞納状況を把握するために、岐阜県公文書規程に基づき課内印鑑に付すなど、適正に管理されない場合は、債務者等への催告や接触など、事務処理を行なうとともに、滞納記録等への記録を手書き等による記入へと変更し、紙ファイ等で情報管理することで、領内で状況確認が可能となるよう所要の見直しを行った。</p>	<p>適正な時効の管理を行い、滞納者の状況により償還見込みを見極めることで滞納料率を仕分け(ランク付け)し、個々の滞納状況に応じた有効な手法を検討されたい。</p>
<p>時効が到来した債務について、自主的償還が見込めない場合には、権利放棄の適否について検討されたい。</p>	<p>時効が到来していない債務については、当該貸付金は税金を原資とするものであり、その債務は、現民の財産であることを踏まえ、弁済能力がある者に対しては、支払督促の申立てなどの強制執行を根野こめた強制的な徴収を行なわいた。また、弁済能力がない者に対しては、費用対効果を考慮して、「御叉停止」や「債権の免除」を活用するなど債権の消滅に向けた手続を進められたい。</p>
<p>平成21年度行政監査(データ監査)において指摘したにもかかわらず、岐阜県高齢者・障害者住宅整備資金貸付金未収金償還促進実施要領の内容法や記録統合化の作成、居住確認や催告の方法等が未だ十分に整備されていないため、滞納債権の未収金償還対策の見直しを行った。</p>	<p>岐阜県高齢者・障害者住宅整備資金貸付金支取金償還促進実施要領の改正を行い、債務者本人への連絡手続、債務者等の戸籍謄本等所仕を確認するための書類の交付請求など、実施可能な滞納整理の手法について規定した。</p> <p>あわせて、着実に債権管理制度を実施するため、管理調整室及び兼任職員の2名で月1回滞納対策を検討し面談や訪宅等実施するなど、事務処理体制について規定した。</p> <p>過延利息の算定・請求については、岐阜県高齢者住宅整備資金貸付規則に則り適正に行なえたい。</p> <p>過延利息の算定・請求については、岐阜県高齢者住宅整備資金貸付規則第13条に則り、債務者が正当な理由なく、高齢者住宅整備資金を償還すべき日までにこれを償還しなかつたときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額に年10.8%セントの割合で算定した延滞利息を順次請求することとした。</p> <p>滞納者の償還額が元利金及び延滞利息の総額に満たない場合の充当方法については、民法第491条の規定により、過延利息への優先充当を原則とするべきであるが、仮に元利金への優先充当を選択する場合には、過延利息の算定額の減少、過延利息の回収実現性、既に償還した人との公平性といつた問題点を踏まえたうえで、その必要性・妥当性について十分検証されたい。</p> <p>また、その際には、すべての滞納者に対し一律の取扱いをするのではなく、滞納者の状況に応じた取扱いが必要と考えられるところから、充当の基準の明確化を図られたい。</p> <p>仕分け(ランク付け)、強制執行の手続など回収に向けた具体的な手順、償還が見込めない場合の債権消滅に向けた手続などを記載した、効率的・効果的な滞納整理を行うための実用性のあるマニュアルとなるよう見直しされたい。</p>



		<p>整備されたが、平成22年度の行政改政改革アクションプランでは機能を見直す施設として地元主導による活用方法の候補が求められた。</p> <p>このため、県民が健康を増進するための施設などの機能について、県主導の体験講座の開催を取り止め、地元主導での開催へ見直すとともに、地元ボランティアの協力を得ることなどにより、事業費を大幅に削減してきた。しかし、この見直しの影響により施設利用者は大幅に減りている。また、施設の老朽化が進み、今は維持管理費が増嵩していくことが予想される。</p> <p>すでに県、下呂市、地域住民等の関係者で設置した「南濃健康増進センター」の方針検討会においても検討がなされていところであるが十分な体制とはいえない。県全体の体制として、南濃健康増進センターのあり方について、一部施設の休止を含め、改めて検討されたい。</p>
--	--	--

機関名	監査結果	講じた措置
産業技術課 講師の報酬について、岐阜県各種委員会等の報酬の額に関する規則に定められた「職業能力開発校講師」の報酬を、人事課と協議し、平成27年4月能力開発校講師」の報酬額と実際に支払われている報酬額の妥当性について検討されたい。	岐阜県各種委員会等の報酬の額に関する規則に定められた「職業能力開発校講師」の報酬を、人事課と協議し、平成27年4月1日から下記のとおり改正した。 改正前 5,850円(実支給額3,800円) 改正後 3,950円(実支給額3,950円)	

## 2 平成27年度

## (1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
希望が丘学園	診療報酬の収入事務において、被保険者に対する自己負担分6,710円の返戻(平成26年7月29日支出)に伴い、同額を保険者に対して請求すべきところ、平成27年5月7日時点で保険者への請求が行われて、なかつたので、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。	監査での指摘を受け、平成27年5月7日に取下げる手続を行い、平成27年7月21日に提出済の診療報酬明細書が返却された。岐阜県国民健康保険団体連合会に対して、平成27年8月10日に再請求を行った結果、平成27年9月24日に6,710円の返戻分を含むた金額の支払を受けた。

## 2 平成27年度

## (1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
池田高等学校	県が特別徴収を行った県立学校業務専門	講じた措置

中濃子ども相談センター	公務中の1件の交通事故について、修繕料144,320円が支払われて、そこで、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	診療報酬請求に係る手続を担当者並びに決裁権者が再確認とともに、複数人にによるチェックを徹底し、今後は適正な事務処理に努める。
-------------	---	--

東濃子ども相談センター	公務中の1件の交通事故について、修繕料48,600円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、所属長より交通安全に対する意識の徹底と、再発防止に努めるよう指導を行った。また、所内全職員に対し、定例会議及び長時間運転を伴う出張の前等機会をとらえて、時間及び自身のみどりを持ってハンドルを握るなど、一層の安全運転し職員に啓発している。
-------------	--	--

県土整備部 機関名	監査結果	講じた措置
古川土木事務所	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として178,113円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	県道路パトロール実施要領等に基づく道路パトロール実施の際には、道路管理者としてより注意を払って確認を行うことの徹底とともに、年度当初には全職員を対象とした道路パトロールにおける警眼点等の職員研修を実施し、全職員のスキルアップを図っている。

教育委員会 機関名	監査結果	講じた措置
池田高等学校	県が特別徴収を行った県立学校業務専門	講じた措置

## 報 公 隊 事

職の個人住民税の支出事務において、市に対する1件6,000円の支払が39日遅延するとともに、督促手数料200円が県費で支拂われていたので、今後は適正に処理されたい。

出金請求書に納期確認のための資料として納付書の写しを添付し、支払時期が遅延しないよう徹底を図った。

また、事務処理体制について、下記の見直しを行い取り組んでいる。

1 業務進行管理表を作成し、職員が事業管理を行つよう徹底した。	2 全ての請求書を事務長に一元化し、確認後担当に振り分けることとした。	3 「定期支払に関する執行チェック表」を作成し、複数の職員により支払に関する情報を共有し、執行状況を管理する体制とした。	4 「会計事務チェックリスト」を作成し、平成27年7月8日に開催した職場研修において徹底を図った。
多治見工業高等 学校	県が控除を行つた講師等の社会保険料に係る個人負担分控除金の支出事務において、適切に処理を行つていなかつたために、歳入歳出外現金として県20,870円(平成27年5月18日現在)滞留していたので、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。	滞留していた歳入歳出外現金について、平成27年6月16日に2名分の厚生年金保険料2,040円を年金事務所へ納付した。残りの18,830円は平成27年3月以前に発生したもので、書類が保存期間満了により存在せず、原因を特定できないため、平成27年6月25日に県の補助入として収納した。 今後は、例月の給与事務において複数の職員で調書、帳簿等を確認することを徹底する。	

（2）監査結果（指導事項）に基づき講じた措置	
清流の国推進部 機関名	監査結果 講じた措置
地域スポーツ課	地域スポーツ課及び競技スポーツ課で共用していたUSBメモリを、課ごとに管理番号を振り直し、別管理とした。 併せて、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」及び「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」を、地域スポーツ課、競技スポーツ課に分離し、別ファイルでの管理とした。
競技スポーツ課	1 課ごとに管理すべきUSBメモリを競技スポーツ課と共用で管理していた。 「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等に記載して所属長等の許可を得ることなく、競技スポーツ課と共用で管理されていた。 2 「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、競技スポーツ課と共用で管理されていた。 3 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、競技スポーツ課と共用で管理されていた。 4 「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、競技スポーツ課と共用で管理されていた。

警察本部 機関名	監査結果 講じた措置	
垂井警察署	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として273,672円の費用負担が発生し、また修繕料25,930円が支拂われて、そのため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねば。	当該職員に対して、次長が事故原因や背景について聴取するとともに、事故防止対策及び事故が及ぼす影響について個別に指導した。 また、全職員に対しては、朝会時に次長から当該交通事故発生の経緯について説明し、注意喚起するとともに、 ○ 安全運転守則及び緊急走行守則の厳守 ○ 10割過失事故の絶無 を指示したほか、当該事故の問題点の認識と再発防止対策として、交通事故防止教養及び方向変換訓練を実施し、交通事故の絶無について意識の向上を図った。 以降も朝会等を利用して他所属の事例も

環境生活部 機関名	監査結果 講じた措置	記載し、所属長の許可を得ることとするとともに、今後は適正に処理されたい。
環境管理課 機関名	U.S.Bメモリの管理事務において、「ハソコン等の特出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がU.S.Bメモリを厅舍外へ持ち出していたものがあったので、今は適正に処理されたい。	記載し、所属長の許可を得ることとするとともに、今後は適正に処理されたい。
自然環境保全課 機関名	U.S.Bメモリの管理事務において、「ハソコン等の特出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がU.S.Bメモリを行舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。	記載し、所属長の許可を得ることとするとともに、今後は適正に処理されたい。
U.S.Bメモリの管理事務において、「ハソコン等の特出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がU.S.Bメモリを行舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。	U.S.Bメモリを行舎外へ持ち出す際に、U.S.Bメモリ及び他の外部記録媒体の貸与記録簿にて申請し、所属長等の確認は受けたが、併せて「U.S.Bメモリ等の特出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」にて、所属長の承認及び確認を受けることを失念していた。	記載し、所属長の許可を得ることとするとともに、今後は適正に処理されたい。

健康福祉部 機関名	監査結果 講じた措置	するとともに、今後は適正に処理されたい。
希望が丘学園 機関名	U.S.Bメモリの管理事務において、「U.S.Bメモリ及び他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU.S.Bメモリの貸与を受けていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。	止する体制にした。
中央子ども相談センター 機関名	U.S.Bメモリの管理事務において、「ハソコン等の特出・持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「U.S.Bメモリ及び他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU.S.Bメモリの貸与を受けることを失念していた。	毎月職員会議で情報セキュリティについて周知徹底を行う。また、情報セキュリティに関する遵守事項等の職場研修（平成27年8月5日）を実施した。
現代陶芸美術館 機関名	委託料及び物品購入の契約事務において、「一定額以上の案件については入札執行結果又は随意契約理由等をインターネットで公開することとされている。しかし、平成26年度に契約を締結した対象案件11件全てがインターネットで公開されていなかった（平成27年5月19日現在）ので、速やかに措置により、契約担当、係員、出納員等、複数	なお、U.S.Bメモリの貸与については、情報セキュリティ取扱管理者（管理体制のものと適切な管理等が行えるよう体制の強化を図った）。

林政部	機関名 県産材流通課	監査結果 U.S.Bメモリの管理事務において、「バーコン等の特出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がU.S.Bメモリを手荷外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 U.S.Bメモリの外部へ持ち出しについて、ソコン等の特出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がU.S.Bメモリを手荷外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
県土整備部	機関名 古川土木事務所	監査結果 公務中の1件の交通事故について、修繕料46,645円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	講じた措置 当該職員については個別指導し、今後一層の注意喚起を促した。 所属としては、毎月の朝礼の他、所内課長・係長会議、職場研修実施時に職員に対して交通安全と事故防止について周知徹底を図った。 今後も、日頃からの声掛けを行い、職員の交通安全意識を向上させ、再発防止に努める。
県事務所	機関名 栃木県事務所	監査結果 物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 当該物品の不用決定の手続は、平成27年2月12日に完了済みである。 今後、廃棄する物品の確認に当たっては、複数人によるチェックを徹底し、手紙に遺漏がないよう、岐阜県会計規則、同取扱要領を遵守し、適正な処理に努める。
教育委員会	機関名 不破高等学校	監査結果 物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄しているものがあったので、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 指導を受けた物品については、平成27年7月15日付けで不用決定手続を行い、物品登録一覧から削除した。 今後は物品の処分を行つ際には岐阜県会計規則第99条第1項及び同規則取扱要領第99条関係第1項に基づき手続を適正に行うよう、担当者、係員及び出納員が開連書類の確認審査をするようチェック体制を強化

警察本部	上も動作不良のまま放置していたのは県の安全管理上課題があると考えるので、速やかに措置することとも、今後は適正に処理されたい。	
機関名 山県警察署	監査結果 物品の処分事務において、不用決定の手続きを行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 指導事項について、再発防止を目的とした次の対策を講った。 ○ 例会において、全署員に対し物品の取扱い、管理について指導した。 ○ 県有備品の現物実査時に備品整理票の貼付状況を点検し、破損・剥がれ、汚損等のあるものの貼換えを実施した。また、破け等のあるものだけでなく、視認し難い場所へ貼付されているものについても貼換えをし、一見して県有備品であることが判るようとした。 ○ 同実査時に併せて、備品全ての写真を撮影し、備品の形状、構造等を確認できる写真帳を作成した。 これらの対策のほか、物品一覧表の登録情報の整理を行うなど、物品の管理が複雑とならない環境づくりを進め、同種事案の再発防止を図る。

岐阜県監査委員会第十九回  
地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第四十九条第一項前段の規定によつて、同項後段の規定による通知に係る事項を次のとおり公表する。  
平成二十七年十月一十九日

岐阜県監査委員 野 脇 崎 坂 本 征 洋 良 子  
岐阜県監査委員 脇 崎 坂 本 征 洋 良 子  
岐阜県監査委員 山 藤 本 征 洋 良 子  
岐阜県監査委員 杉 山 藤 本 征 洋 良 子

## 1 平成26年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの*	未措置	
				A	B-C
団 体	出資・出捐団体	9	2	6	1
	補助金等交付団体	2	2	-	0
	指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		12	4	6
指 指導事項	出資・出捐団体	18	2	14	2
	補助金等交付団体	3	1	2	0
	指 定 管 理 者	6	0	5	1
	計	27	3	21	3
検討事項	出資・出捐団体	0	-	-	-
	補助金等交付団体	0	-	-	-
	指 定 管 理 者	0	-	-	-
	計				
指 指導事項	出資・出捐団体	0	-	-	-
	補助金等交付団体	2	2	-	0
	指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計	3	2	0	1
所 管 機 関	出資・出捐団体	2	1	0	1
	補助金等交付団体	3	1	2	0
	指 定 管 理 者	5	0	4	1
	計	10	2	6	2
検討事項	出資・出捐団体	0	-	-	-
	補助金等交付団体	2	0	2	0
	指 定 管 理 者	0	-	-	-
	計	2	0	2	0
合 計		54	11	35	8

※平成27年4月1日から平成27年9月30日までに知事から通知があつたもの

(注) 指 指導事項：是正又は改善を求める事項  
指導事項：是正又は改善を求める事項  
検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
スポート推進課	公益財団法人岐阜県体育協会	国体強化対策事業助成金及びトップアスリート強化支援事業助成金の交付事務において、同一事業を重複して助成対象としたことにより、国体強化対策事業に係る助成金7,817円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該法人において、以下のとおり対応された。 过大に受給していた委託料7,817円については、平成27年3月13日に県へ返還した。今後は、交付要綱等関係通知をよく確認し、交付対象経費を十分に把握するとともに、事業間における重複がないか、複数名で確認すること等により適正な事務処理を行う。
スポーツ推進課	公益財団法人岐阜県体育協会	国体強化対策事業に係る取扱決算報告書の作成事務において、自己負担すべきユニフォームの経費を誤って過小に記載し、その分を県が負担するものとして作成したことにより、県の負担が31,500円過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該法人において、以下のとおり対応された。 过大に受給していた業務委託料31,500円については、平成27年3月13日に県へ返還された。今後は、仕様書等をよく確認し、収支決算報告書作成事務において、経費を誤って記載することができないよう複数名の職員による確認を行い、適正な事務処理を行う。
地域医療推進課	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	岐阜県総合医療センター保育施設運営協議会に対する岐阜県総合医療センター院内保育事業運営費助成金において、助成対象となる保育助手の法定福利費の算定を誤ったことにより助成金893,520円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について報告を求めたところ、过大交付分は平成26年12月25日付で返還処理を完了し、決算段階における確認・チェックと内部の制度の認証に努めた旨の報告を受けた。
地域医業課	岐阜県名産販売株式会社	平成26年9月に発覚した社員による不正経理事案においては、総務課長が不在で結果的に一人で経理処理していた上、取締役が非常勤で監督が十分でなかったことが事業発生の原因と認められることから、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、以下の点に十分留意のうえ、再発防止策の確実な実施に努めさせ、今後は適正な会計処理に努められたい。	指摘事項について、当該会社に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 平成26年11月からコーポレート・ガバナンスの強化及び再発防止の取組として社長を筆頭とした「再発防止委員会」を毎月開催している。 委員会では、業務実施上の問題点の洗い出し、業務フローの検証、改善策の検討などを行い、職場全体で見直しと実効性

1 会計処理に当たっては、複数名で処理するなど相互チェック機能が働く体制の整備を行うなど、不正防止に向けて内部けん制体制の強化を図ること。	2 経理規程等の法令遵守に努めること。	1 会計処理に当たっては、複数名で処理するなど相互チェック機能が働く体制の整備を行うなど、不正防止に向けて内部けん制体制の強化を図ること。	2 経理規程等の法令遵守に努めること。
地域産業課 岐阜県名産販売株式会社	ギフベスト川島店の改修工事及び備品の購入に係る支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されない。	1 葉譲書が作成されていなかった。 2 支出命令書及び振替伝票は作成されていたが、それぞれ決裁がとられていなかつた。 3 備品の購入に係る請求書がなかった。	ギフベスト川島店の改修工事及び備品の購入に係る支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されない。
地域医療推進課 岐阜県名産販売株式会社	平成 25 年度の決算に係る監査報告において、前回監査報告書の不備を指導したにもかかわらず、監査役 2 名が押印した監査報告書の原本が保管されていなかったので、今後は適正に処理されたい。	1 葉譲取扱規程に基づく裏議書の作成の徹底。 2 支出命令書・振替伝票の作成及び決裁の徹底。 3 請求書等の会計書類の添付の徹底及び経理規程に基づく帳票書類の保存管理の徹底。	平成 26 年度の決算に係る監査報告において、前回監査報告書の不備を指導したにもかかわらず、監査役 2 名が押印した監査報告書を永年保存とするなど、適正な経理業務・文書管理に努める。
地域医療推進課 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	平成 25 年度の決算に係る監査報告において、前回監査報告書の不備を指導したにもかかわらず、監査役 2 名が押印した監査報告書の原本が保管されていなかったので、今後は適正に処理されたい。	1 固定資産の現物・固定資産台帳との照合が、器械備品 2,081 件のうち臨床検査科で管理する 214 件を除いた 1,867 件で実施されていなかったので、今後は適正に処理されたい。	指掌事項について対応を求めており、報告を受けた。
地域医療推進課 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	平成 25 年度の決算において、前回監査報告書の不備を指導したにもかかわらず、監査役 2 名が押印した監査報告書を永年保存とするなど、適正な経理業務・文書管理に努める。	1 固定資産の現物・固定資産台帳との照合が、器械備品 2,081 件のうち臨床検査科で管理する 214 件を除いた 1,867 件で実施されていなかったので、今後は適正に処理されたい。	指掌事項について対応を求めており、報告を受けた。

( 2 ) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
情報企画課 一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター	平成 25 年度の決算において、定資産 1 件の取得年月日を誤っていたため、減価償却額が 1,921,500 円過小となつており、固定資産の帳簿価額が過大に計上されていたので、過年度損益修正額を計上するなどして、適正に処理されたい。	指掌事項について、当該法人の確保に向けた取組を行っている。	指掌事項について、当該法人の確保に向けた取組を行った。
地域医療推進課 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	医療情報ネットワークのコアシステム更新工事に係る契約事務において、工期から 1 ヶ月以上遅延して納品及び検査が行われていたので、今後は適正に処理されたい。	指掌事項について対応を求めており、報告を受けた。	指掌事項について、当該法人の確保に向けた取組を行った。
地域医療推進課 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	固定資産の管理事務において、固定資産の現物・固定資産台帳との照合が、器械備品 2,081 件のうち臨床検査科で管理する 214 件を除いた 1,867 件で実施されていなかったので、今後は適正に処理されたい。	指掌事項について対応を求めており、報告を受けた。	指掌事項について対応を求めており、報告を受けた。

地域医療推進課	公立大学法人岐阜県立看護大学	体育施設使用料に係る申請事務において、公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「大学」という。）の定める規程では、施設を使用したい者が大学に対して使用願を提出し許可を受けることとなっている。しかし、実際に羽島市（以下「市」という。）が窓口となって使用者団体の認定を行い、認定を受けた使用者団体が使用したい場合には、市が代わって大学に対して使用願を提出し許可を受けている。今は規程及び事務処理双方の見直しも含めて検討したうえで、適正に処理された。	やがて措置することとも、今後は適正に処理されたい。
地域医療推進課	公立大学法人岐阜県立看護大学	義務委託及び備品の調達に係る契約事務において、次の不適正な事務が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1　入退室管理機器保守業務委託契約について、予定期間の決算を行うことなく、契約の相手方とする事業者から見積書を微取し、契約を締結していた。 2　図書館カウンター用ペーパーハーフターナー購入及び設置契約について、契約の相手方とする事業者の選定及び予定期間の決定を行うことなく、事業者から見積書を微取し、契約を締結していた。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、必要な事務処理、契約審査会及び要書類について確認できるチェックリストを作成した旨の報告を受け、当課で確認した。
農政課	岐阜県名産販売株式会社	月次決算において、当該法人の在庫管理事務について、当該会社に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 1　不正経理事案発生後の平成26年9月30日及び平成27年3月31日に現品棚卸を行った。今後も中間決算（9月）及び期末決算（3月）の時期にあわせて年2回の現品棚卸を実施し、適正な資産管理に努める。	月次決算において、当該法人の在庫管理事務について、当該会社に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 1　不正経理事案発生後の平成26年9月30日及び平成27年3月31日に現品棚卸を行った。今後も中間決算（9月）及び期末決算（3月）の時期にあわせて年2回の現品棚卸を実施し、適正な資産管理に努める。
農政課	一般社団法人岐阜県農畜産公社	就農資金貸付金の違約金について、収入調定及び未回収額に係る仕訳がされていなかったことにより、平成25年度決算書に未回収額が未計上となっていたので、今後は適正に処理されたい。	指掌事項について対応を求めたところ、以下のとおり処理を行ったとの報告を受けた。 「合計残高試算表」等の決算諸表については平成27年2月次から作成しており、引き続き経理規程に基づき、適正な経理処理に努める。
地域医療推進課	公立大学法人岐阜県立看護大学	固定資産等の管理事務において、動産固定資産等の使用責任者が行うべき固定資産台帳等と現物との照合結果の資産管理責任者に、再度報告を行っていないかったので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、平成25年度の合計結果について、資産台帳等と現物の実査による報告を行って、事務担当者レベルでのチェックリストを作成した旨の報告を受け、当課で確認した。
農政課	一般社団法人岐阜県畜産協会	平成25年度の決算において、上記についての取得時元帳及び決算資料を確認し、適正に処理されていることを確認した。 当該法人から、以下のとおり対応するとの報告を受けた。 今後は、減価償却資産の範	の実在高と契合することなく、対応を求めたところ、平成26年12月から月次決算報告書を作成したことにより、普通預金額の誤った月次決算報告書が理事長に提出されていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。

<p>畜産課</p> <p>一般社団法人岐阜県畜産協会</p> <p>平成 25 年度の決算において、平成 24 年 5 月に固定資産台帳から除却したノートパソコン 3 台に係る除却損が計上されないままとなっていたため、固定資産の計上額が 1 円過大となっていましたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>畜産課</p> <p>一般社団法人岐阜県畜産協会</p> <p>平成 25 年度の決算において、平成 24 年 5 月に固定資産台帳から除却したノートパソコン 3 台に係る除却損が計上されないままとなっていたため、固定資産の計上額が 1 円過大となっていましたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>畜産課</p> <p>一般社団法人岐阜県森林公社</p> <p>立木の売買契約事務において、契約を締結する前に納付させるべき契約保証金 50,000 円の収納事務が行われていなかつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>畜産課</p> <p>一般社団法人岐阜県森林公社</p> <p>立木の売買契約事務において、契約を締結する前に納付させるべき契約保証金 50,000 円の収納事務が行われていなかつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>畜産課</p> <p>一般社団法人岐阜県森林公社</p> <p>立木の売買契約事務において、契約を締結する前に納付させるべき契約保証金 50,000 円の収納事務が行われていなかつたので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>当該法人から、以下のとおり備置費を行った。当期分の減額(1,102 円増額の上、当期分の減額)を行った。</p>	<p>当該法人から、以下のとおり備置費を行った。当期分の減額(1,102 円増額の上、当期分の減額)を行った。</p>	<p>当該法人から、「固定資産台帳」の期末簿価と「貸借対照表」の固定資産の期末残高について比較・照合の上、適正な事務処理を行った。</p>	<p>当該法人から、「固定資産台帳」の期末簿価と「貸借対照表」の固定資産の期末残高について比較・照合の上、適正な事務処理を行った。</p>	<p>当該法人から、「固定資産台帳」の期末簿価と「貸借対照表」の固定資産の期末残高について比較・照合の上、適正な事務処理を行った。</p>

指定管理者	監査結果	講じた措置
保健医療課 (岐阜県周産期医療施設等整備費補助金(産科医療施設設備整備事業))	岐阜県周産期医療施設等整備費補助金(産科医療施設設備整備事業)において、実績報告書が提出期限である補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日までに提出されていなかつたので、今後は適正に処理されたい。	用減価償却の方法等について法令等を十分に確認の上、適正な事務処理を行う。 なお、備却超過分(1,102 円)の対応については、平成 26 年度決算において、平成 26 年度決算において、平成 26 年度修正益を計上するなどして、適正に処理されたい。

所管機関名 (補助金等の名稱)	団体名 (補助金等の名稱)	監査結果 講じた措置
障害福祉課 (岐阜県立陽光園)	岐阜県立陽光園の指定管理事業において、次のとおり岐阜県立陽光園管理運営協定書に定められた管理物品と実際の管理物品とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当者による入金確認の連携ができておらず、会計責任者、出納員との報告を受けた。指掌事項については、事業担当者が立ち会うことで連携を図るとともに、チェックリストを作成して確実に事務を行なうことで、契約保証金取扱事務を適正に行なう。
情報産業課 (ソフトビューアジャパンセントラル(第 3 別館を除く。))	伊藤忠アーバンコミニティ・グループ(ソフトビューアジャパンセントラル(第 3 別館を除く。))	当該法人において、以下のとおり対応された。平成 26 年度中の人件費について、給与規程に基づいた額にかかる算出根拠が異なるよう、12 月給与において 4 ヵ月分まで遡って修正処理した。今後は給与規程及び会計規程を遵守し、補助金交付要綱等に處理されたい。

## 岐 阜 早 報 公 示

情報産業課 伊藤忠アーバンコミニ (ソフトビアジャパンセ ンター(第3別館を除 <td>今後も、当該収入について は、当該年度の事業収支報告に 計上を行なう。</td>	今後も、当該収入について は、当該年度の事業収支報告に 計上を行なう。
1 伊藤忠アーバンコミニ (ソフトビアジャパンセ ンター(第3別館を除 <td>1 平成27年度から平成31年 度までの指定管理業務に係 る基本協定書における管理 物件については、正しい記載 に、今後は適正に処理された い。 1 県が指定管理者と締結し ている基本協定書(平成24年 2月1日締結)の土地及び建 物を除く管理物件は、1,959 件となっている。しかし、そ のうちの一部は既に廃棄等 されていたため、実際の管理 物件は、1,917件となっている。 2 管理物件であるパソコン が、指定管理者からソフトビ アジャパンセンターの設備 管理業務を受託している事 業者によって外部に持ち出 され、本施設の管理運営業務 とは関係がない用途に使用 されていた。</br></td>	1 平成27年度から平成31年 度までの指定管理業務に係 る基本協定書における管理 物件については、正しい記載 に、今後は適正に処理された 
2 伊藤忠アーバンコミニ (ソフトビアジャパンセ ンター(第3別館を除 <td>2 指導事項について当該団 体に対応を求めたところ、以 下のとおり対応したとの報 告を受けた。 1 伊藤忠アーバンコミニ (ソフトビアジャパンセ ンター(第3別館を除<br td="" く。))<=""/></br></td>	2 指導事項について当該団 体に対応を求めたところ、以 下のとおり対応したとの報 告を受けた。 1 伊藤忠アーバンコミニ 
保健医療課 (岐阜県周産期医療施設 等整備費補助金(産科医療 施設設備整備事業))	社会医療法人厚生会に対する 貸出施設利用者に対して、館 内備品を原則移動しない旨、 また、移動が必要な場合は指 定管理者まで相談するよう 周知した。

指導事項にある当該機械に て施設及び主な備品等の管理 物件を定めているが、ショベル ローダー1件が同協定書に記 載されているなかつたので、速や かに措置することとも、今後は 適正に処理されたい。			
指導事項においては、平成19年度に更新 を行なうため、県の物品管理台帳から 削除しているため、管理運営協定書 にも管理物件として記載 をしていない。			
所管機関名 (岐阜県飛騨牧場)			指導事項における当該機械に て施設及び主な備品等の管理 物件を定めているが、ショベル ローダー1件が同協定書に記 載されているなかつたので、速や かに措置することとも、今後は 適正に処理されたい。
所管機関名 (岐阜県立陽光園)			指導事項においては、平成19年度に更新 を行なうため、県の物品管理台帳から 削除しているため、管理運営協定書 にも管理物件として記載 をしていない。
指 导 管 理 者 所管機関名 (岐阜県立陽光園)			指 导 管 理 者 所管機関名 (岐阜県立陽光園)
指 导 管 理 者 所管機関名 (岐阜県立陽光園)			指 导 管 理 者 所管機関名 (岐阜県立陽光園)
指 导 管 理 者 所管機関名 (岐阜県立陽光園)			指 导 管 理 者 所管機関名 (岐阜県立陽光園)

情報産業課 伊藤忠アーバンコミュニケーションズ(第3別館を除く。)	トイ・グループから提出された平成25年度事業報告書における事業収支報告において、入退室料金など92,480円が指定管理業務の収入として計上されていなかつたので、今後は適正に処理されたい。	イ・グループから提出された平成25年度事業報告書における事業収支報告において、入退室料金など92,480円が指定管理業務の収入として計上されていなかつたので、今後は適正に処理されたい。
畜産課 一般社団法人岐阜県農畜産公社 (岐阜県飛騨牧場)	ソフビアジヤバンセンター(第3別館を除く。)の管理運営業務において、県が指定管理者と締結している基本協定書(平成24年2月1日締結)の土地及び建物を除く管理物件は、1,959件となっており、そのうちの一部は既に廃棄等されていたため、実際の管理物件は1,917件となっており、基本協定書の記載と実際の管理物件が異なる状態となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	ソフビアジヤバンセンターの管理運営業務において、県が指定管理者と締結している基本協定書(平成24年2月1日締結)の土地及び建物を除く管理物件は、1,959件となっており、そのうちの一部は既に廃棄等されていたため、実際の管理物件は1,917件となっており、基本協定書の記載と実際の管理物件が異なる状態となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

私学振興・青少年課 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	岐阜県私立学校教育振興費補助金について確認をしたところ、以下の検討を要する事が認められた。 当該補助金は、私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校(以下「私立学校」という。)における教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図るため、私立学校の教育に要する経常的経費等に対し、当該私立学校を設置する学校法人及び私学団体に予算の範囲内において、補助金を交付するものとされており、補助対象事業として「一般助事業(以下「一般分」という。)と「知事が別に定める教育改革推進特別補助事業(以下「特別分」という。)」に分かれている。 今回、学校法人立木学園に対する当該補助金の交付申請から額の確定に至る関係書類を確認したところ、実績報告において、特別分の実績額が交付決定額を1,000円下回ることとなり、県の指示により、下回った1,000円を一般分に加算した形で実績報告書を提出し、その実績報告書に基いて、額の確定が行われていた。 当該法人に対する補助金額に変わりではなく、補助金交付要綱上も一般分と特別分の適用は認められない旨の規定が存在しないことから、今回の取扱いが不適正であるとは言えないが、交付額の決定に当たっては、補助事業の内容や一般分と特別分を分けて算定していることなどに	件費として別に定める額としている。 人件費を補助対象としている事業については、学校法人が定める給与規程に基づく本俸、諸手当が対象となることを補助事業実施要領に補記した。また、今後は補助対象経費の要件について周知徹底することとした。 岐阜県私立学校教育振興費補助金のうち特別分は幼稚園の経常的経費のうちでも一般分とは異なり、個別の事業に対する補助金である。今回の事業では特別分の事業計画に変更が生じた時点で、事業計画の変更承認がされるべきだったところ、実績報告の時点で修正報告することとしたものである。 同一補助金内での実績報告時ににおける事業間流用は適正でないまではいられないが、事業間流用があった場合、補助目的に合った事業計画であるか、各法人の事業計画に沿った事業計画であるかが生じた時点で、修正報告することとしたものである。 補助事業の適切な実施を促すためにも、今後はこのような運用はしないこととする。 については、これまで一般分の変更交付決定に合わせて年1回事業計画の変更承認を実施していった特別分について、今後は各法人の事業計画の変更承認を実施して必要な場合は随時変更計画を提出してもらい、事業計画の変更承認の対応をするとした。
--------------------------------	---	---

## (4) 所管機関監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

補助金等交付団体 所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果 講じた措置
私学振興・青少年課 (岐阜県私立学校教育振興費補助金) 特別補助金)	学校法人岐阜学園 岐阜県私立学校教育振興費補助金 教育改革推進特別補助金 おいて、補助対象経費である人 対象経費は、各事業に要する経	

鑑みると、補助目的に沿った適正な運用の観点からの検討が必要ではないかと考えられるので、事業間の補助金額の流用の可否を含め当該補助金の適正な運用について検討された。

平成二十七年十月二十九日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社